【勧告年月日】　平成20年11月４日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社いい生活の社員であったが、
⑴　同社が平成19年３月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成19年１月31日より以前の同月11日から同月30日までの間に、株式会社いい生活の株券合計317株を総額6,457万6,000円で売り付け、
⑵　同社が平成20年３月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成19年10月29日より以前の同月12日から29日までの間に、株式会社いい生活の株券合計403株を総額3,760万6,500円で売り付けたものである。
【課徴金額】　2,079万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成20年11月４日
　課徴金納付命令日　平成20年11月18日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　ゴールドマン・サックス証券株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告
　証券監視委は、ゴールドマン・サックス証券株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第167条第３項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
【勧告年月日】　平成20年12月12日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者（証券会社社員、第一次情報受領者）は、株式会社ＡＰ８（現株式会社レックス・ホールディングス）と公開買付け応募契約の締結の交渉をしていた者から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、同社が株式会社レックス・ホールディングス（平成19年９月１日合併により解散）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成18年11月11日より以前の同月８日に、株券17株を総額363万8,000円で買い付けたものである。
【課徴金額】　23万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成20年12月12日
　課徴金納付命令日　平成21年１月20日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　トリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告
　証券監視委は、個人投資家によるトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（証取法第159条第２項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
【勧告年月日】　平成20年12月19日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者(個人投資家)は、トリニティ工業株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において平成18年１月５日から同月６日までの間、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券合計17万株を買い付ける一方、同株券合計17万4,000株を売り付け、同株券の株価を1,680円から1,790円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。
【課徴金額】　745万円
㈱　相場操縦における課徴金額は、以下の①、②で求めた売買損益を通算することで算出される。
①　期間中の売買損益
　期間中の売付価額－期間中の買付価額
　ただし、違反行為開始時にポジションを有していた場合には、違反行為開始時の相場で時価評価した上で、売買損益を計算する。
②　期間終了時のポジション（所有有価証券等または空売り等）に係る期間後１か月間の売買損益
イ　期間終了時に所有有価証券がある場合
　期間後１か月間の売付価額－期間終了時の所有有価証券等の取得価額
ロ　期間終了時に空売り等がある場合
　期間終了時の空売り等の売付価額－期間後１か月間の買付価額
㈱　売買損益は、それぞれの期間の売買合致数量（買付け等または売付け等のいずれか少ない数量）で計算。
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成20年12月19日
　課徴金納付命令日　平成21年１月20日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　アルテック株式会社子会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告
　証券監視委は、アルテック株式会社子会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
【勧告年月日】　平成21年２月10日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、アルテック株式会社の子会社社員であったが、アルテック株式会社が平成19年11月期の連結業績予想を上方修正する事実を、その職務に関し知り、この事実が公表される平成20年１月21日午後11時４分より以前の同月９日から同月21日までの間に、アルテック株式会社の株券合計１万4,900株を総額368万1,400円で買い付けたものである。
【課徴金額】　55万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成21年２月10日
　課徴金納付命令日　平成21年３月10日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　パイオニア株式会社監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告
　証券監視委は、パイオニア株式会社監査役による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第167条第１項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
【勧告年月日】　平成21年３月12日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、パイオニア株式会社の監査役であったが、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成19年５月15日より以前の同年４月27日から同年５月14日までの間に、株券合計3,200株を総額559万8,000円で買い付けたものである。
【課徴金額】　144万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成21年３月12日
　課徴金納付命令日　平成21年３月31日